

地区組織

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-04-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24517/00050432 |

2. 地区組織

西本 陽一

1. はじめに
2. 七浦地区の地区組織
3. 皆月の地区組織
4. 五十洲の地区組織
5. 吉浦の地区組織
6. 矢徳の地区組織
7. 大滝の地区組織
8. 餅田の地区組織
9. 井守上坂の地区組織
10. 薄野の地区組織
11. おわりに

1. はじめに

本章では、七浦地区および各区の地区組織について記述する¹⁾。また区がさらに10の「組」からなる皆月については、組の一つを事例に組の運営について記述するほか、皆月青年会と祭りの関わりについても詳述する。これらをとおして地域社会の基盤である地区組織についての基礎情報を提供するのが本章の目的である。

2. 七浦地区の地区組織

七浦地区は、石川県輪島市門前町の1つの地区であり、七浦公民館の範囲と同じである。地元の住民からは一般に「七浦」と呼ばれるが、町会組織としては「七浦地区区長会」で、皆月、五十洲、吉浦、矢徳、中谷内、大滝、鶴山、餅田、百成大角間、井守上坂、薄野、暮坂、樽見の13の「区」からなる。皆月はさらに1組から10組の「組」に分かれる。

七浦地区区長会は会長1名、副会長2名、各区の区長、皆月1組から10組の「組親」（くみおや）からなる。会長、副会長は区長または組親から選出されるので、全部で23名である。会長は年に4～5回輪島市区町会長会に参加する。

七浦地区区長会は1、3、6月に行われる。かつては9月にも開かれていたが、廃止になった（Oさん、皆月、男性、57歳）。1月1日には11頃に七浦公民館に集まって、新年互礼会をする（Nさん、五十洲、男性、76歳）²⁾。

子供会はかつて各区にあったが、平成18（2006）年の七浦小学校の門前東小学校への統合以来なくなった。現在あるのは門前東小学校の保護者会である（Fさん、皆月、男性、68歳；Bさん、皆月、男性、55歳）。

¹⁾ 七浦地区13区すべての地区組織についての聞きとりは出来なかったため、皆月、五十洲、吉浦、矢徳、大滝、餅田、井守上坂、薄野の8区の記述に留まっている。

²⁾ この新年互礼会は平成30（2018）年からは1月4日に変更された。

七浦地区としての青年会・壮年会はない。代わりに「皆月青年会」が、祭りの仕事など、その役を引受けている（Fさん、皆月、男性、68歳；Bさん、皆月、男性、55歳）。

老人会は区ごとにはなく、七浦として「志津良会」がある。実際の活動は「皆月クラブ」「五十洲クラブ」「吉浦矢徳クラブ」「百大クラブ」で4つに分かれて行っているが、4クラブが連合して「志津良会」を構成している。役員には会長1名（現在皆月クラブ長が務める）、副会長3名（現在、五十洲クラブ長、吉浦矢徳クラブ長、百大クラブ長が務める）の他、監事1名がいる。皆月クラブは「1組」～「10組」および「餅田」の11班からなり³、それぞれに班長1名がいる。五十洲クラブは「五十洲」「大滝」「中谷内」の3班から、吉浦矢徳クラブは「吉浦」と「矢徳」の2班から、百大クラブは「鶴山」「大角間」「百成」（どうめき）「井守上坂」「薄野」「暮赤」「樽見」の7班からなり、それぞれに班長1名がいる。

Oさん（矢徳、女性、85歳）は老人会について次のように語ってくれた。「10年程前（2007年頃）から老人会に入っている。老人会には、民生委員の人が誘いに来て、それをきっかけに入った。老人会（の活動の際）には車で迎えに来る。最近では旅行には参加していないが、昔は七尾の旅館に泊まり、芝居を見たり歌を聴いたりした。」

3. 皆月の地区組織⁴

皆月区には「皆月区長」1名（任期2年）がいる⁵。総区長（皆月区長）は一月の寄合（総会）で決められるが、人選についてはたいていあらかじめ話し合いが行われる。総区長の任期は2年だが、話し合いによって再選で一人が何年も務めることが多い⁶。

その他、皆月区会には副区長、会計、監査などの役はない。監査については、年末の「内銀割協議会」で10名の組親が監査し、「決算審査報告書」に押印する。また、以前は「氏子総代長」1名と「氏子総代」3名の計4名の役があったが、「やる人がいなくなった」ために、平成28（2016）年からなくなった。代わりに平成27（2015）年から「組親」（くみおや）10名が氏子総代を兼務するようになったため、現在皆月には10名の氏子総代がいる。

皆月区は10の「組」（くみ）に分かれ、それぞれの組に「組親」1名（任期2年）がいる。組親は組ごとに話し合いで決められるが、人数が多い組では輪番制にしているところもある。2年任期であるが、総区長の任期2年と1年ずれるようにしてある。組親の仕事は、回覧板を回すなどである。

³ 皆月1組と餅田の昔から近い関係にある（後述）。

⁴ 本節の記述は、主に区長（Fさん、皆月、男性、76歳）への聞きとりにもとづく。

⁵ 現在皆月区長が、七浦地区区長会長も務めている。七浦地区区長会長は区長の互選で決めるが、大体は皆月区長がなるという。また、皆月区長は「総区長」と呼ばれる。これは「行政区長」である「組親」（後述）と区別するための呼び方である。

⁶ 最近でも平成4（1992）年から平成13（2001）年の10年間、平成14（2002）年から平成21（2009）年の8年間、平成22（2010）年から平成27（2015）年の6年間、それぞれ1人の人が総区長を務めている。Fさんは2017年で就任2年目である（皆月区提供の資料より）。

皆月の日吉神社の役員は、宮司さん、皆月区長、氏子総代長の3名が務める。氏子総代長は現在（2017年8月時点）不在だが、登録上はAさん（皆月1組、男性、88歳）となっている。区長が神社役員を務めることから分かるように、区と神社は緊密な関係にある。

区費は各世帯同じ額を負担する「均等割」をとり、年に二回7月10日と12月10日に半期分ずつ徴収される。家はあるが不在にしている世帯の区費は通常の区費の3分の2である⁷。ふだん地元に住んでいない人は、お盆や正月に帰ってきたときに払うか、振込などの方法を用いて払っている。

かつて区費計算には「資産割」（家、田畑、森林など固定資産価値による区費計算）が用いられ、現在のように「均等割」になったのは平成19（2007）年からである。この計算法の変更は、2003年の個人情報保護法成立により各世帯の固定資産価値を調べるのが困難になったことによる⁸。

皆月の総会は年に一回、1月7日に「皆月地区多目的集会所」で開催される。この総会は「大寄合い」と呼ばれ、平日週末などにかかわらず1月7日に固定されている。集会所が出来る前は、旧七浦保育所で開かれていた。臨時に話し合うべきことがあれば臨時の寄合が開催されるが、通常総会は年一回のみだという。

区長と組親の集まりとしては、12月の終わりに「内銀割協議会」が開かれ、決算報告を行い、翌年の大寄合いの議題を検討する⁹。7月には「祭り準備委員会」が1～2回開かれ、皆月区長、青年会の人びと、組親、氏子総代、宮司さんが参加する。

区の会計支出としては「祭典費」が最も多く、夏の山王祭だけで84～5万円使うという。祭典費を細かく分けると、神輿手当、人足手当、曳山手当、旗持手当などである¹⁰。その他の支出として街灯の修理・交換がある。現在、蛍光灯のLED灯への転換を進めているため、その費用がここ数年かかっている¹¹。

⁷ これは平成19（2007）年から始められた。また不在世帯でも、集落にあるのが空き地（土地のみで家なし）の場合には、区費は通常の十分の一以下になる。金沢や東京に住んでいる人の土地が10カ所ほどあるという。

⁸ 正式には「個人情報の保護に関する法律」で平成15（2003）年5月23日に成立した。資産割で区費計算していた頃には、固定資産が多い世帯の中には「5万円も区費を払っていた」ところもあったという。

⁹ 区費が「資産割」だった頃には、6月30日に「本勘協議会」が開かれ、区長と組親が資産をもとに各世帯の区費を決めていた。

¹⁰ 神輿手当は、山王祭ではしきたりによって皆月以外の人びとが神輿を担ぐため（『七浦民俗誌』1996: 233-234）、その人たちに支払われる。しかし、神輿手当もかさむことから、皆月の人が神輿を担ぐように戻そうという意見もある。神輿手当は一日1人1万円（2日間で1人2万円）支払われ、さらに2日目の夜に開かれる飲み会のために5万円支出される。人足手当は、祭りの準備片付けをする人たちに支払われる。1日に30人が3日間働き、1人1日2千円なので、30人×3日×2千円＝18万円ほどの支出となる。

¹¹ LED灯への転換に対しては、輪島市から補助金が出ていて、それで交換費用の一部に当てることが出来る。交換費用は高いが、LED灯は蛍光灯より電気代が安いため、交換後は長い目で見ると経済的だという。

2.1 皆月〇組¹²

皆月では、高齢化と空家の増加（住民は他所に居住）のために組親のなり手が少なくなっている組も多くなっている。皆月〇組には組親が一名いて任期は2年だが、4年ぐらいはやるのが普通である。組親の選び方としては、12月の組の集まりで「おれも3年やったからそろそろ…」と組親がいい、次の組親を話し合いで選ぶ。組親には皆月区から月に千円の手当が出る。輪島市など他所からの手当はない。

組親の仕事は、輪島市から届けられる公報や回覧物を回すことである。また12月の組の集まりの前に会計を行う。組は組費のようなものは取っていないが、「道路掃除割増金」（補助金）、「出不足金」（罰金）、「納税組合奨励金」などの収入があるほか、「赤十字」（募金）など支出がある。これらを確認して、12月の組の集まりで会計報告をする。また、公民館主催行事では手伝いをし、夏祭り（皆月山王祭）では準備片付けをする¹³。「組親は一種の便利屋だ」とIさんはおっしゃった。

組の集まりとして12月の組の集会有る。組の集会有組親の呼びかけで、皆月多目的集会所で開かれるが、集会有には特に名称はない。組親がその年（1月～12月）にやったことを報告し（活動報告）、会計報告する。また、住民から修理や改善などの要望があれば、組親が実際の状況を確認した上で、翌年1月の区の寄合に出す。

組の活動として「道づくり」（道路掃除、草刈りなど）が3月末、6月中頃、8月のお盆過ぎの年3回行われる。欠席者は出不足金千円を払う¹⁴。

皆月〇組の組親は「納税組合」の仕事もしている¹⁵。現在皆月〇組では全世帯が納税組合に参加している訳ではない。勤め人の市・県民税は給与から天引きされるし、プライベートの関係で納税組合に入らない人もいる。納税の伝票一件につき200円の奨励金がもらえ、奨励金は組の収入となる¹⁶。

2.2 皆月青年会¹⁷

皆月青年会メンバーは現在31人いるが、皆月在住は7人だけである。青年会は15歳

¹² 本項の記述は、主に組親のIさん（皆月、男性、62歳）への聞きとりにもとづく。皆月の組の一事例としてあげるが、具体的な組番は伏せる。

¹³ 皆月山王祭の準備片付けは、組親の重要な仕事だという。祭りの際には各組から3人の人足が出て、オカリヤ（お仮屋）を組み立てる仕事などをする。この3人のうち1人は組親出なければならない。この3人は祭りの準備と後片付けのために3日間働かなければならないが、各人が必ずしも3日間全て働かなければならない訳ではなく、個人の都合を考慮して調整される。

¹⁴ この組では「道づくり」は自分たちの組のみで行っているが、隣接する場所なら、隣の組と合同で行ってもよい。活動の日時は市などが指定してくる訳ではないので、各組がそれぞれいろんな日にやっているという。

¹⁵ 「納税貯蓄組合」のこと。通常「納税組合」と呼ばれる。

¹⁶ 組親の行う代行納税は、固定資産税と自動車税が中心だという。固定資産税は4期に分かれており、組親も4回に分けて納税する。

¹⁷ 皆月青年会についての記述は、皆月青年会副会長を務めるMさん（皆月、男性、32歳）への聞きとりをもとにしている。

(中学卒業)から38歳の男性が自動的に加入となる。現在高校生が2人いる他、20歳代前半の「若手」もいる¹⁸。38歳を超えたメンバーは「応援団」「青年会OB」と呼ばれる立場から青年会活動に引き続き関わる。

役としては、会長1人、副会長2人、会計1人がいる。3役ともに任期はない。現役員は2014年からやっている。会長はだいたい最年長のメンバーが務める。青年会員は38歳までなので、会長が38歳を超える頃に、新会長を含む新しい役が選ばれる。

会費は年に1人3千円である。さらに祭りの時に会員から酒一升または2千円を集める。その他に、山王祭Tシャツを売った収益、保育園などでのアマメハギ公演などが青年会の収益になる。しかし会員がアルバイトをして予算を補うようなことはしていない。会計については、1月2日の総会で会計が会計報告する。

青年会は年に2回総会(定例)を開く。1月2日に行われる皆月のアマメハギ前に、青年会総会を開いて役員決めをする。8月の山王祭前の日曜日に、青年会総会を開き役員を決める。

皆月青年会の主な活動は、アマメハギ(1月2日)と皆月山王祭(8月10~11日)である。アマメハギでは、青年会員が4人一組になり2カ所を回る。2カ所とは「河南と西町・本町」で、人が亡くなって一年経っていない家を除いた家々をを回り、お祓いをする。かつてアマメハギは青年会でなく、厄年の人が(お面をかぶって)やっていたが、後に青年会でやるようになったという。皆月のアマメハギはかつて1月6日にやっていたが、「(青年会の人も仕事で)帰って来れない、子供もおらん」ため、10年前ぐらいに1月2日に変更した(アマメハギについては第9章参照)。

山王祭は皆月青年会が一番活躍する場である¹⁹。山王祭はもともと七夕祭りで、旧暦7月7日だったため新暦8月初めにやるようになり、それから現在のように8月10~11日開催に変わった。参加者を増やすために、8月第二土日などに日付を変えようかという話もある²⁰。

山王祭のために8月4日夜から、5、6、7、8日と集会所に集まって、祭りの準備をする。「旗ギリコ、御幣ギリコ、鳥居」を青年会で作る。御幣ギリコとは、そこに神様を乗せるものである。御仮屋は8月8~9日に皆月町内会が立てる。準備は、クレーン車を借りる、トラックで運ぶという風に変な作業である。

山王祭が終わった後(8月12日)には片付けと打上げをする。夕方6時から宴会が始まる。その後「裏祭り」になり、青年会の人びとが太鼓を叩いて集落を回る。祭りの間、青年会会長は酒を飲めないなので、その分を「裏祭り」をして飲むのだという。

¹⁸ 皆月青年会の会計を務める別の男性(35歳)の話では、現在の会員は30人で、そのうち皆月に住んでいるのが6名、その6名のうち3名が高校生である。

¹⁹ 山王祭における青年会の働きと祭りに対する思いについては、川村清志製作の映像民俗誌『明日に向かって曳け 石川県輪島市皆月山王祭の現在』(2017)にも描かれている。

²⁰ しかしMさんによれば、8月10~11日がたまたま土日になった時にも、人は少なかつたし、他所で会社勤めしている人は帰ってくるのが難しいとのことだった。

高齢化と若年層人口の流出は、青年会会員の減少という問題を引き起こしている。地元生まれの大部分の若者は、高校を出ると他所に進学あるいは仕事のために出て行く人が多い。青年会についても、現会長（38歳）は小松市在住で地元にはいない。また30歳代前半では3人の男性が、一度他所に仕事に出てから再び皆月に帰って来た人たちである²¹。Mさんも「地元に戻って何の仕事をするかが難しい」（地元で仕事が少ない）、「青年会の課題は人手不足で、引き継ぐ人がいないことが心配」と語った。

かつて人手不足は山王祭の問題だった。Mさんが26歳の時（2012年）、祭りの準備をしていたのは役員5～6人だけで、子供も少なくなっていた。祭りの危機を感じたMさんは地元に戻る決心をし、2年後28歳の時（2014年）には青年会副会長になった。その当時は50歳になっても副会長として青年会に残っている人がいたという。2014年、台風のために祭りは中止と言われた時、皆月区は早々に祭りの中止を決めた。青年会はヤマ（曳山）を出すと言われたが、中止にどうしても納得できない青年会員たちはヤマを出してしまった。

壮年会（38歳を超えた人の集まり）を作ったらどうかという意見もある。実際に今も38歳を超えた人たちには「青年会OB」という立場で、結構手伝ってもらっている。それを曳山保存会などの団体にしようかという意見もある。そうしても実質は変わらないが、現在のままだと青年会OBは実行委員会に入れない。2014年に祭りが中止になったときにも「声を出せなかった」（発言できなかった）のはそのためだ。団体名があれば入りやすいし、若い人にとっても心強いとMさんは考えている。

祭りの他に、青年会は保育所などから呼ばれてアマメハギを演じることがある。今年は1月の終わりに3つの保育所に行った。また収穫祭、感謝祭、敬老会などの公民館行事にも参加する。このように地域行事に参加するのは、青年会の存在をアピールするという意味もある。2014年の山王祭は台風のために中止と決定されたが、青年会メンバーは「悪あがき」して決定を受け入れず、ヤマを曳いて回り、年長者たちから叱られたという背景もある。青年会が地域行事にも参加して地域のために役に立っている存在だということを示す意味合いがあるというのである。

このような努力の結果、かつては区と青年会の仕事が分かれていたが、今は互いに助け合ってやっているとMさんは言う。青年会も区長との接点が多い。青年会は大寄合にも参加できるようになった。その結果、祭りの運営はスムーズになったという。

4. 五十洲の地区組織²²

五十洲は住民基本台帳では37世帯存在するが、実際に恒常的に住んでいるのは33～34世帯である。区の活動は1月に始まり12月に終わる「年」を単位としている。

²¹ 帰郷後に青年会副会長を務める男性（32歳）は造園会社勤務、Tさん（男性、34歳）は木の伐採の仕事に従事、会計を務める男性（35歳）は穴水町の福祉施設に勤務している。

²² 本節の記述は、主に区長（五十洲、男性、76歳）への聞きとりにもとづく。

五十洲は「東出」、「中町」、「西出」の3つ地区に分かれている。この三地区はもともと冠婚葬祭の単位であり、祭りの「オトウ」（当番）を出す単位であった。しかし今では自宅で葬儀をやる人はほとんどいなくなったため、冠婚葬祭の互助単位という機能はなくなっている。

五十洲の役員には、区長1名、副区長1名、役員4名があり、この三役を合わせて「役員」と呼ぶ。三役いずれも任期2年であり、この2年任期はずれていない（三役の就任と退任の時期は同じ）。三役は「役員会」に参加する。会計職はなく、区長がその仕事をしている。

区長と副区長の選び方は、選挙をすることもあるが、通常は「押しつけ」である。通常は12月末の役員会で三役によって人選案が作られ、翌年1月4日の総会で承認されるという手順を踏む。役員は、東出、中町、西出からそれぞれ1名ないし2名が出るようにし、全く役員が出ない地区がないようにする。2017年には、初めて女性が役員に選出された。区長によれば、「役員は男性でなくともよい。この女性はフットワークが軽い人なので選ばれた」ということである。

区の集会には、全世帯から代表が参加する「総会」と三役が参加する「役員会」がある。「総会」は年に一度、1月4日に、五十洲神社境内内にある区の集会所にて開かれる。総会に先立ち12月末に「役員会」が開かれる。役員会で、次の年の行事、その年の決算、（必要であれば）新しい区長、副区長、役員案をまとめる。そして1月4日の総会で、決算報告、年間行事のお知らせ、（もしあれば）新役員の承認を行なう。

役員会は2～3ヶ月に一度、年に数回開催される。平成28（2016）年は、2月、5月、7月、12月の4度開催された。2月の役員会では、市道まがき線「おさよトンネル」開通式²³や直売店オープンなどの行事が3月に予定されていたため、それについて話し合われた。5月の役員会では「ナカマシゴト」について話し合われた（ナカマシゴトとは具体的には、農道、河川、市県道の草刈り共同作業のこと）。7月下旬の役員会では、8月1～2日の五十洲神社夏祭りについて話し合いをした。12月中～下旬の役員会では、翌年1月4日の総会の準備のための話し合い（行事予定、会計決算、役員選出）がされた。

区の収入としては、居住世帯から徴収する区費が主なものである。区費はどの世帯も一律で、これは記録のある限り昔から同様である。空き家であっても、住民登録があれば区費徴収の対象となる。区費については、4人の役員が、川の両側の2地域について2名ずつで集める。

五十洲の現在の支出としては「区長会へ払うお金」、共同募金、防犯灯のLEDライトへの切り替え費用、お祭りにかかる費用などがある。「区長会へ払うお金」とは七浦地区へ払う年会費である。また区として共同募金に一年に数万円の寄付を行なっている²⁴。

²³ 2016年3月12日のおさよトンネル開通と共に開店した直売店は、五十洲の区有地に建てられ、建物は五十洲区の名義である。

²⁴ これについては、以前は各世帯から募金を集めて集まったお金を区がまとめて払っていたが、

表 1 五十洲区のナカマシゴト

| | | |
|----|---------|---------------------------|
| 1. | 3月最終日曜日 | 農道草刈り |
| 2. | 5月 | 農道草刈り |
| 3. | 6月中旬 | 市一斉クリーンデー（輪島市） |
| 4. | 7月末 | 宮普請。お祭りを前に神社を清掃し祭りの準備をする。 |
| 5. | 8月最終日曜日 | 農道草刈り |
| 6. | 11月25日頃 | 宮普請。お祭りを前に神社を清掃し祭りの準備をする。 |

出所：五十洲区長への聞きとり

また現在輪島市は、町内の防犯灯のLEDライトへの切り替えを進めていて、市が切り替え費用の半分ほどを補助している。五十洲はすでに防犯灯の3分の2ほどを交換済みで、あと5~6カ所を残すのみである。一カ所の交換には2万2~3千円かかるとのことである。お祭りにかかる費用とは、区内の五十洲神社の例祭に関わる費用である。五十洲神社のお祭りでは、当番がお供え物を用意するが、その費用は区が負担する。年4回のお祭りで、合せて5~6万円のお供え物費用がかかる。さらに「ナカマシゴト」（共同作業）が年6回あり、それらに関しても費用がかかる。

ナカマシゴトは区の主要な活動である。農道草刈りなどの清掃作業については、これまで住民によるボランティアとして無料で作業を行っていたが、平成29（2017）年からは輪島市の草刈り代制度を使って、日当2千円を払っている。

五十洲神社は五十洲区の共有地に建ち、区の所有物であり、区が維持管理しているが、「神社会計」は区の会計とは別に立てている。神社会計とは、かつて神社改装のために世帯から寄付金を集め、それらを入れた会計口座として始まったという。また、区の夏祭りに際しては、区費とは別に、各戸から寄付を集めるが、これも神社会計に入る。祭りの人夫賃、玉串料などの他、神社庁へ払う神社負担金も神社会計から支出される²⁵。

神社関係の役員も、区長職を除いて区の役員と区別されている。五十洲神社の氏子総代1名と神社の責任役員2名が住民から選出される。現氏子総代は区の副区長が務めているが、必ずしも副区長が氏子総代にならないわけではなく、実際に前氏子総代は区の役員ではなかった。一方で、責任役員のうち1名は五十洲区長が務めることになっている。もう1人の責任役員は区の役員が務めなくともよい。

五十洲にはかつて納税貯蓄組合があったが、現在は無い。かつては区長が納税貯蓄組

募金徴収の煩を避けるため、数年前からは各世帯から集めることをやめ、区費から一括して出すことにしたという。戸数でいくらかと計算するために、合わせて数万円になるそうである。

²⁵ 神社負担金とは、一戸あたり千五百円ぐらいで33戸分を払うので、4万5千円/年ほどになるという。

合長を兼ねていた。また昔は区の納税貯蓄組合とは別に、五十洲の船乗りの妻たちによる「海友婦人会」があり、区とは別に独自に納税貯蓄組合の活動をしていたが、船乗りの減少に伴いなくなった。

区に付属する組織として、「壮年団」（青年団に当たる）があった頃は、若者はよく集まって飲んでいたという。現在は、高齢化のため壮年団はなくなった²⁶。壮年団はアマメハギで大きな役割を果たしていた。かつてはアマメハギと神社は関係がなかったという。

五十洲区単位での子供会、婦人会、老人会はなく七浦地区単位のものに参加している。ただし老人会については、七浦地区単位の「志津良会」の一部である「五十洲クラブ」として大滝と中谷内とともに活動している。

5. 吉浦の地区組織²⁷

吉浦地区は書類上では17世帯だが、実際に住んでいるのは11世帯だという²⁸。住んでいない家は、持ち主がお盆や正月などに帰ってくることもあるが、普段は殆ど不在なので、家が傷んでしまうという。

吉浦は「1班」と「2班」に分かれている。かつては3つに分かれていたが、現区長が6年程前（2011年頃）に区長になってすぐに2つにした。さらに区長は、今年（2017年）のしまい寄合（12月の寄合）時に、区分をなくし1つにしようと提案する予定だという。

地区組織の役員には、区長1名と副区長1名がいる。区長は会計の仕事もやり、吉浦の白山神社の氏子総代も兼ねる。区長はまた吉浦にある覚成寺（かくしょうじ）の世話役も務める²⁹。猿山峠の雪割草の見張り当番表作成も区長の仕事である³⁰。

副区長については、仕事は「道刈り」（道路清掃）時の指示ぐらいだという。区長と副区長の任期は4年で、任期は重なっている（任期をずらすなどしていない）。区長は

²⁶ 少子高齢化について区長は次のように語った。「現在（2017年）五十洲住民の平均年齢は75歳で、高齢化率は92.5%だ。4年前の高齢化率は82%だった。今、若い人と言えば、50歳代の人が1人、高校生が1人いるだけだ。高齢者（65歳以上の人）には元船乗りが多い。海辺の町の人は外に出るのを厭わない。次男・三男坊はだいたい出て行く。

²⁷ 本節の記述は、主に区長（吉浦、男性、70歳）への聞きとりによる。

²⁸ 平成29（2017）年6月23日付けの住民基本台帳では11世帯の住民登録がある。

²⁹ この「世話役」は「門徒総代」とは別の役職である。また、神社の氏子の関係と異なり、地域住民が地域にあるお寺の信徒である訳ではない。吉浦の住民の多くは、善行寺（ぜんぎょうじ、皆月）や輪島小町の寺など集落の外の寺を檀那寺としている。

³⁰ 猿山灯台までの道がついたのは昭和34（1959）年頃のことである。猿山峠には美しい雪割草が咲き、それを見に観光客がやってくるが、中には雪割草を摘んで行ってしまいう人もいる。そのため猿山の管理のために、昭和62（1987）年から訪問者から1人300円の「協力金」をもらっている。そして雪割草の咲く3月10日から4月10日までの間、当番で見張りを立てている。見張りには、吉浦、矢徳、五十洲が担当するが、実際に見張りに出られる人は吉浦4人、矢徳12～3人、五十洲4人ぐらいである。見張りをすれば一日5千円の手当が門前役場から出る。門前役場が区長口座に振り込み、区長が手当を見張りした人に渡すという仕組みになっている。

就任時に副区長を任命する。現区長は、前区長が 17 年間務めて亡くなったために、住民に頼まれて区長となった。区長の任期は 4 年だが、再選され何年も務めることが多い。

区長と副区長には区から手当が支払われる。寄合は区長宅で行なわれるが、その際の電気代、ガス代、灯油代は手当の中から支出し、飲食代は区費から支出する。

吉浦では、「万雑」(まんぞう)として年に一世帯あたり一律 1 万円を徴収し、草刈りの時に、参加者慰労のための飲食代などに使っている。万雑は 12 月末のしまい寄合で集める。この万雑は平成 29 (2017) 年から集めることにしたという。2007 年の能登半島地震で吉浦は被害を受け、災害復旧工事代の 3%が地元負担になる³¹。このような出費のために万雑徴収が必要になった。また、かつては吉浦沖で魚介類を獲る海女の人たちからの漁業料が「百万円近く入った」。今でも、減ったとはいえ、年間 30 万円ほどが区の収入となる。現区長の父親がかつて区長をしていた頃は、区費を集めなくてもよかったという。

寄合は年に 2~3 回開かれるが、だいたい 2 回だという。吉浦には区の集会所がないので³²、寄合は区長宅で開かれる。現区長は、数年前に奥さんを亡くしたため、寄合となると、おつまみの準備など忙しいという。寄合が終わると、飲み会になるためである。

初寄合は 1 月 10 日前後に開かれ、年間行事(道刈り、浜掃除)の日取りを決め、役員決めも行なう。また「海の見張り決め」を行なう。ほんらい吉浦沖の海は、11 月 15~3 月 15 日の間の凧の日だけ魚介類を獲ることが出来るが、アワビやサザエなどをこっそり盗みに来る人たちがいるためである³³。1 人年に 1 万円の手当が区から支払われる。

しまい寄合は 12 月終わりに区長宅で開かれる。決算報告をし、万雑を集め、それから飲み会となる。区の決算額(予算規模)は 30~50 万円以内である。住民が少ないので監査は行なわず、区長が決算報告を紙に書いて配っている。その後万雑を集め、最後に飲み会となる。区長は、お弁当を取り、お酒とおつまみを用意する。

金沢市などの町内会と違って、ごみ収集について特に問題はない。在所のごみ収集場所 3 カ所に、ごみポストを作っている³⁴。

³¹ 例えば 5 百万円の工事費だったら、地元は 15 万円を負担しなければならない。

³² 集会所の建物を建てるために、行政からかつては 25%の補助が出ていたが、今は補助の割合は小さくなったそうである。

³³ 毎年区では約 5 万円ずつのアワビやサザエの稚魚を放流しているが、泥棒は根こそぎ、小さいものまでも盗って行ってしまうという。富山ナンバーの車で来ていることが多い。泥棒は猿山の行者ニンニクも盗ってゆく者がいる。そのため海の見張りを昭和 60 年代から始めた。一方、矢徳区とは協定を結んでいて、一定のお金を支払う代わりに矢徳の人はアワビ・サザエを獲ってもよいことになっている。

³⁴ ごみポストを作る費用は 1 個 1 万 5 千円ほどである。役所に申請すれば費用の半分を助成してくれる。

吉浦の神社は白山神社で、年間行なわれるお祭りでは、氏子総代を兼ねる区長は神主とともに神社に詣でる。その後、参加者たちが共に食事する。祭りの際に「飾る物」（お供え物）については、地物を使っているのでお金はかからない。玉串料は区としては払わず、参加者個々人で払うそうである。

吉浦には納税組合がある。現在は区長が納税組合の仕事をしているが、かつては納税組合長と区長とは別だった。納税組合は住民の納税の代行をするが、吉浦では納税組合に加入していない世帯もある一方で、固定資産税だけで10万円を超える世帯もある。区長さん自身は振替によって自分で納税している。納税代行の報奨金として、伝票一枚につき手数料200円を役所から受取る。手数料はまとめて区の通帳に入金され、区の収入となる。区長（組合長）が住民世帯から税金を集めるが、何度行っても留守の家や、その時に払えない家もあり、区長が一時的に税金を立て替えることもある。

6. 矢徳の地区組織³⁵

矢徳集落には2017年6月23日現在で、35名16世帯の住民登録がある。かつて矢徳には「ツラ」という世帯数を22以上に増やさない慣習があり、分家して新しい世帯（シンタク）を作ることは許されなかった³⁶。

区の役員としては、区長1名と役員4名がいる。区長の任期は2年だが、同じ人が長く務めることが多い。現区長は区長となり3年目である。役員は寄合で選出され、区長と同様に、同じ人が長く務めることが多い。区長は、水道組合長や中山間地域等直接支払制度理事などを兼務している。

氏子総代は男性（86歳）が務めているが、任期はなく「倒れるまで務める」とのことである。神社の掃除などは住民皆で祭りの時に行うので、氏子総代の仕事は、12月3日に皆月の日吉神社で行われ各集落の氏子総代が参加する五穀豊穰祭に参加することである。

矢徳、吉浦、五十洲を合せた地域には民生委員が一人いて、現在は矢徳の女性（70歳）が務めている。また各集落には民生委員の推進委員が一人ずつがいるが、矢徳では女性（64歳）がその任に当たっている。活動は一人暮らし高齢者のための見回りや配食サービスなどである。

区の会合には「初寄合」、「おやじお講」、「寄合しまい」がある。初寄合と寄合しまいは、かつて区長宅で開かれていたが、現在は区の集会所で開かれる。初寄合はかつて1月4日にやっていたが、すぐ後の1月11日におやじお講が開かれるので、それに一本化された。おやじお講はかつて1月11日に各世帯持ち回りでやっていたが、料理などの負担が受け持ち世帯にとって大変なので、集会場でするようになったという。寄合し

³⁵ 本節の記述は、主に区長（矢徳、男性、72歳）への聞きとりにもとづく。

³⁶ 七浦地区でツラの慣習が見られたのは矢徳、中谷内、大滝、百成大角間、井守上坂、薄野、暮坂など山間部の小規模な集落である（『七浦民俗誌』1996: 380）。

まいでは、収支報告、次年度計画、万雑（まんぞう）徴収が行われる。

年末の寄合しまいの前には、「小寄合」（こよりあい）と呼ばれる、区長と役員 4 人による役員会が開かれる。寄合しまいに向けて、小寄合では収支決算、次年度の活動、万雑割が検討される。

矢徳の万雑割は、田畑の公定土地価格による地価割である。矢徳の近年の会計規模は 70 万円ほどで、これを 15 世帯で割ると負担が多すぎるため、各世帯からの徴収額は 1 万円程度に抑え、残りは区の貯金を取りくずしているという。神社費は一年に 2 万 5 千円ほどで、寄合しまいの際に各世帯から千五百円を万雑として集める。

区の支出の中には、吉浦区へ払う年 2 万円がある。この使用料の代わりに、矢徳の住民は吉浦の浜で魚介類を取ることが出来る。

区の活動として「ナカマシゴト」（共同作業）が 4、5、6、7、8、9 月、年 6 回行われる。主な仕事は草刈りである。エイアゲ（水路掃除）や山の方にある田んぼ用の貯水池の草刈りには、中山間地域補助金を使い、参加者に労賃を支払う。

かつて矢徳にも共有地があったが、現区長が区長になった時に区の人びとに分配してなくなった。現在七浦地区のいくつかの集落では、風力発電の大風車建設のために土地を貸していたり貸す話が進んでいるが、矢徳の場合には、貸与候補地が正確に誰の所有なのか明らかでないという問題もあるようだ。

矢徳の水道は湧水を濾過して使用している。水源地から水を引いて集落の下にある浄化槽に溜め、矢徳全戸に送っている。昔は水不足になりやすく水の管理もずさんだったが、整備してからはそのようなことはなくなったようだ。現在は水道会社と契約して管理をまかせている。水の管理費として各世帯から月千円ずつを、秋祭りの時と暮の寄合（寄合しまい）の時の 2 回に分けて集めている。

7. 大滝の地区組織³⁷

大滝集落には住民登録上 9 世帯あるが、一軒は単身住民が老人ホームに入ってしまう留守なので、居住世帯は 8 世帯となっている。さらにもう一世帯は、普段は富山県に住んでいて、毎週畑を作りに戻ってきている。

大滝の区の役員は「区長」のみで他の役職はない。区長の一応の任期は 2 年であるが、同じ人が長期間務めることが多い。現区長も区長を務めて今年（2017 年）で 15 年目になる。区長は区から手当をもらう。昔は手当が多かったので、人びとは争って区長になろうとしたそうである。

区長の仕事は区の運営一般であるが、現在区に会計職がないので、会計の仕事も区長がやっている。かつては集落の「小寄合」（こよりあい；役員による集会）で 3 人ぐらいが集まって会計をした。大滝区の区費計算は複雑なので、会計の仕事は大変である。また現区長は、前区長から頼まれて、鶴山と大滝が共同で使う農業用水路の管理も行なっ

³⁷ 本節の記述は、主に区長（大滝、男性、82 歳）への聞きとりにもとづく。

ている。これは区長の正式な仕事ではないが、区長職に付随して依頼されたものようである。

区の全世帯が参加すべき「寄合」(総会)は、基本的に年に一回だけ12月に開かれる。この「暮れの寄合」の際に、住民世帯から区費を集める。1月に「年始めの寄合」を開くこともあるが、区長の変更がなければ開かれないという。

大滝の区費は「資産割」で、固定資産などの資産額に応じて世帯ごとに異なる金額が徴収される。区長はこの区費の計算のために、地代などを調べて細かく計算をしている。資産額で等級を決めて区費を決めるのではなく、資産額に応じて区費を一円単位まで細かく計算する。鶴山など他集落の住民世帯でも、大滝地内に田畑を持っていれば、区費を払う。これは農道や用水などの管理を大滝区が行なうことへの見返り負担だといえる。

大滝ではかつては集落の共有地を提供して植林事業(公社造林)を行なった。当初60年の契約だったが、木が大きくならないので90年に延長した。しかし当初の見込みと違って植林事業は区の収入源とならなかった。現在も共有林の仕事(植林した木の世話)があるが、高齢化のためになかなか出来ずにいるという。

区の活動として「ナカマシゴト」(共同作業)がある。4月には大滝と鶴山が共同でその年最初のナカマシゴトをする。7月には鶴山の人びとが草刈りをする。4月終わりと8月26日には大滝のみで集落内の「道刈り」をする。参加者には区から「人夫賃」6千500円が払われ、出なかった人は区に「不足金」1万3千円を払う。

大滝はおよそ12~3年前まで納税組合をやっていたが、プライバシー意識の高まりのためやめてしまったという。

8. 餅田の地区組織³⁸

餅田は住民登録5世帯の小さな集落で、位置的には皆月1組と隣接する。

区の役職は区長1名だけである。任期は2年であるが、同じ人がずっと長い間務めることが多い。前区長(餅田、男性、84歳)は10年間務め、現区長は区長になり2017年で8年目だという。

区費はないという。餅田の共有財産として、山林や田畑があり、その使用料として「万雑」(まんぞう)を取っているのが、それが区の主な収入となっているようである。

餅田で行なわれる行事には、春と夏の祭り、農道の草刈り、田んぼの用水の泥や草の掃除、道路の見回りおよび補修といったものがある。田んぼに関する作業には餅田からは4世帯が参加するが、4世帯とも田んぼの所有者である。かつては餅田の人だけでやったが、他集落の人でも餅田に田んぼを持っている人は用水作業に参加する。

かつて祭りは2月4日の火祭り、3月13~14日の春祭り、9月13~14日秋祭りがあったが、3月の春祭りと一緒にやるようになったため火祭りはなくなった。祭りの費用は特にかからないという。春祭りと秋祭りについては「オトウ」と呼ばれる当番があ

³⁸ 本節の記述は、主に区長(餅田、男性、75歳)への聞きとりにもとづく。

り、4軒が輪番している。オトウの仕事は祭りのご馳走を出すこと、お宮さんの飾りを用意することである。

皆月1組はずっと昔は餅田地内だったと言われる。現在皆月1組と餅田は区は別であるが、冠婚葬祭の互助組としては「同じ町内と思ってやる」そうだ。餅田と皆月1組は昔から合併しようという話もあるが、区費や共有財産の問題から実現していない。

餅田独自の婦人会はないが、「農協婦人部」(JA 婦人部)や公民館の関係団体で、婦人会として機能しているものがある。老人会は、七浦地区を単位とする「志津良会」のうちの「皆月クラブ」に参加している。

9. 井守上坂の地区組織³⁹

井守上坂は山間の小さな集落で17名、9世帯の住民登録がある⁴⁰。

区の役員としては、区長1名と副区長2名があり、副区長は「相談役」と呼ばれる。会計など他の職はない。区長は納税組合長を兼ねる。区長の任期は3年で、相談役の任期は1年である。区長は寄合で選ばれる。そして、選ばれた区長が1月8日の「初寄合」の時にその年の相談役2名を指名する。区長と副区長は区から手当をもらう。

その他、氏子総代が1人いる。これは区内の井守神社に関わる役員で、男性住民(66歳)がずっとその役を務めているという。神社役員の仕事は、神社や祭りの際の掃除、片付け、お供え物の準備の他、年一回、七浦地区の神社に関わる暮れの集會に、区長とともに出席することである。神社役員に手当はない。

区長によれば、万雑(まんぞう)とは、区が支出する田んぼの水利費、農道草刈り費用、傷んだ道の修理費用などの諸費用を、決められたやり方によって各世帯に配分して、年末に徴収する金銭的な負担を指す。井守上坂には書類上13世帯あるが、実際に住んでいるのは9世帯のみである。万雑は不在世帯からも徴収すべきものであるが、留守などの理由で徴収できない場合は、その分を他の世帯が分担して負担する。年末に万雑が集まるまでの出費は、区の貯蓄から一時的に支出したり、区長が立て替えたりしている。

井守上坂の万雑計算は、「戸数割」(全世帯均等負担)5割と「地価割」(土地の評価額に応じた資産割)5割で計算する。「昔から」このようなやり方を取っているとのことである。万雑は年末の寄合の時に各世帯から徴収するが、「暮れの寄合」の前に、区長と相談役の3人が集まって「小寄合」を開き、各世帯の負担額を計算する。地価割5割計算のために、万雑の額は世帯によってかなり違うという。万雑の計算法については、いずれは均等割だけになるのではないかと区長さんはおっしゃった。現区長は万雑の管理のためにパソコンで詳しい書類を作っている。

全世帯の代表が出席する「寄合」については、年二回の定期寄合の他に、必要があれば

³⁹ 本節の記述は、主に区長(井守上坂、男性、77歳)への聞きとりにもとづく。

⁴⁰ 2017年6月23日付住民基本台帳。

ば臨時寄合が開催される。井守上坂は集会所を持たないため、寄合は区長宅で行なわれる。「初寄合」は平日休日にかかわらず1月8日に開催される。この日に井守神社で火祭りが催され、その後で初寄合が開かれるためである。初寄合では、農道草刈りなどその年に行なうべき行事について決める。一方、12月中頃に開かれる「暮れの大寄合」（「万雑寄合」とも呼ばれる）では役員決め、会計報告、万雑の徴収が行なわれる。

区の活動としては、農道草刈りなどの共同作業がある。万雑が区の収入になる一方、支出としては七浦地区区長会へ支払う「区長会費」がある。年に一世帯千円で10世帯登録しているので一万円である。

井守上坂には納税組合があり、現在でも全世帯が参加している。区長が納税組合長を兼ねるが、昔からそうしてきたということである。納税組合の奨励金は、区の会計の「入方」に入れられる。納税は、固定資産税、自動車税、市・県民税が主な対象である。税金については、「村共有地」と「一般」との区別があり、前者は集落の共有地にかかる固定資産税で、後者は一般世帯にかかる諸税である。納税組合が納税の代行をすると、伝票一枚につき200円の奨励金が出る。以前は奨励金の額が多かったが、今はすっかり少なくなったという。

10. 薄野の地区組織⁴¹

薄野は区の運営上3世帯の集落である（住民登録上は2世帯）。区長さんが生まれる前は薄野には9世帯あったが、区長さんが生まれた頃（80年ほど前）は6世帯、現在は3世帯のみになったという。区長さんの子供の頃までは、集落の世帯数を制限する慣行（ツラ）があり、兄弟がいれば、次男以下は成長すると集落の外に出て行っていた。ツラは現在なくなっている。

薄野区の役員は区長1名のみである。

区費は1世帯につき年間6千円を3世帯から集めているが、これは区長手当となる。これ以外に年末に諸経費を計算して3世帯で均等に負担する。昨年（2016年）は各世帯から6千円ぐらいもらったという。そのうち主な経費は「神社割」と呼ばれる神社関係の諸経費で、各世帯3～4千円の負担だそうだ。

薄野内には、皆月の「財閥」（金持ち）3～4軒がもっている山がたくさんある。かつてその山について「村万雑」（むらまんぞう）をもらっていた。これは村に入る作業道などの手入れにかかる経費という意味合いで、区の収入の一部となった。しかし、現在では木の価値も下がり、住民も高齢化したために作業道の手入れなど出来なくなり、村万雑も徴収せず山の世話しなくなった。

区の活動は「町道・林道の草刈りぐらいだ」という。かつて草刈りは住民が集まって一緒にやったが、現在は各世帯が「気が向いたときに勝手に」それぞれやっているようである。

⁴¹ 本節の記述は、主に区長（薄野、男性、80歳）への聞きとりにもとづく。

11. おわりに

七浦地区の8区の地区組織を概観して気づいたことをまとめる。いずれの点についても、人口減少と高齢化が背景にある。

区の運営のために各区は役をおいているが、同じ人が何年も務めたり、区長が他の役の仕事も兼ねている場合が多い。また区の役員として氏子総代がある集落が多い。いずれの集落にも神社があるが、神社の祭りが区の大きな活動となり、区と神社が深く結びついている様子が見られる。

子供会、婦人会、青年会、壮年会などの組織は、皆月青年会を除いて、区単位で活動しているところはない。

七浦地区の区は規模が様々であるが、比較的大きなところでは区をさらに班に分けて運営している。しかし人口減少のためにかつてあった班を減らす区もある。山間部の集落にはかつて「ツラ」と呼ばれる世帯数を制限する慣行があったが、現在では見られない。

区の収入としては、あらかじめ決まった時期に集める「区費」とあとで経費を計算して各世帯に割り振る「万雑」とがある。いずれのやり方でも集めるお金の額には資産割と均等割のふたつがあり、このふたつの計算法を併用している区もある。一方、全体的に言えば資産割から均等割への移行傾向が見られ、皆月区のように資産割から均等割に変更した例もある。

納税貯蓄組合の奨励金はかつては多かったが、最近はすっかり少なくなったという声が多く聞かれた。納税貯蓄組合をやめる区や一部の住人だけが参加している区など、納税貯蓄組合の活動は小さくなってきている。背景には、政策変更（振込での納税と奨励金の減額）や住民のプライバシー意識の高まりがある。

かつては山林などの共有地を活用し収入を得る区もあったが、植林事業が振るわない現在、共有地からの収入は期待できなくなっている。一方で、風力発電の大風車のために土地を貸借する区も増えている。すでに中谷内に7基、百成大角間に3基の大風車が立っており、皆月や井守上坂でも計画が進んでいる（Fさん、皆月、男性、68歳）。

支出面では、寄合、共同作業、祭りにかかる費用などが挙げられる⁴²。共同作業については、参加者には人夫賃を払い、欠席者から出不足金をもらう区も多い。

⁴² 祭りに関する費用は別会計としている区も多い。